



水口支店承認
34

差出有効期間
平成31年6月
30日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

5 2 8 8 7 9 0

(受取人)
甲賀市長宛

甲賀市水口町水口六〇五三番地

市長への手紙

(山折り)

下記のとおり封筒を作ってください。

- ①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。

キリトリ線

のりしろ

のりしろ

入学支度金の手続きを忘れずにひとり親家庭等入学支度金

●支給対象

2月1日現在で市内に引き続き1年以上お住まいの方(住民登録がある方)で、平成30年4月に小学校、中学校に入学される児童を養育しているひとり親家庭、もしくは父母にかわってその児童を養育している方。

●申請期間

2月1日(木)～28日(水)
※期間後の申請はできません

●申請場所

子育て政策課(市役所2階)、旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センター

※受付時間は、8時30分～17時15分
(土・日・祝日は除く)

●支給額

小学校入学 5,000円
中学校入学 10,000円

●支給日

3月30日(金)予定
※対象者への個別通知は行いません。

※支給要件等詳しくは左記までお問い合わせください。

●問合せ

子育て政策課 子育て政策係
TEL 69-21176 FAX 69-22298

まちづくりに関して広く
皆様のご意見をお寄せください

市長への手紙

まちづくりの主役は市民の皆さんです。行政だけではなく、市民の皆さんとともにオール甲賀でまちづくりを進めることが大切です。子どもから高齢者まで、誰もが健康でいきいきと活躍できるまちをつくるため、ご意見やご提言をいただく「市長への手紙」をお待ちしています。

いただいたお手紙は市長が読ませていただき、ご記名いただいた方には返信します。「市長への手紙」は、このページの用紙を切り取っていただくか、広報課や各地域市民センター等にも置いてありますので、ご利用ください。

●問合せ

広報課 広報広聴係
TEL 69-2101 FAX 63-4619

所得税の確定申告・住民税申告相談日をチェック



各地域に次の日程で相談日を設けましたので、申告会場をご利用ください。

受付時間 午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時～16時

会場	水口	甲南	甲賀	土山	信楽
受付日	水口社会福祉センター 1階 福祉ホール	甲南第一地域市民センター 2階 大会議室	甲賀大原地域市民センター 2階 会議室	土山開発センター 2階 研修室2A・2B	信楽開発センター 1階 大集会室
2月16日(金)	申告相談日	申告相談日	申告相談日	申告相談日	申告相談日
2月19日(月)					
2月20日(火)					
2月21日(水)					
2月22日(木)					
2月23日(金)					
2月26日(月)					
2月27日(火)					
2月28日(水)					
3月1日(木)					
3月2日(金)	申告相談日	申告相談日	申告相談日	申告相談日	
3月5日(月)					
3月6日(火)					
3月7日(水)					
3月8日(木)					
3月9日(金)					
3月12日(月)					
3月13日(火)					
3月14日(水)					
3月15日(木)					

○今年の申告から地区、学区割を指定していません。各地域において、初日から数日間は大変な混雑が予想されますので、ご了承ください。

○上記の申告会場では、平成30年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方のみ。

○下記の申告については、水口税務署の申告会場(水口社会福祉センター福祉ホール)で申告してください。

- ・譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある方
- ・住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
- ・事業(農業・営業等)による合計収入金額が1,000万円以上の方
- ・雑損控除を受ける方
- ・青色申告、消費税の申告、平成28年分までの確定申告、死亡された方の申告(準確定申告)
- ・その他複雑な内容の申告

○前年中に収入がない方は、市ホームページに住民税申告書の様式があります。必要事項をご記入の上、税務課まで提出してください。

○申告会場の開設期間中は、水口税務署庁舎内には申告書作成会場を設けていません。

【水口税務署からのお知らせ】

申告相談時のお願い

- ◎申告相談会場は、かなりの混雑が予想されます。国税庁のホームページから、インターネット申告(e-Tax)をご利用いただけます。ぜひ、ご利用ください。
- ◎昨年の確定申告書および収支内訳書の控えをお持ちの方は、申告相談に持参してください。
- ◎駐車場の台数が限られていますので、できるだけ公共交通機関でご来場ください。

●還付申告会場のご案内

年金受給者および給与所得者*の方を対象に、還付申告会場を開設します。

※収入が「給与のみ」・「年金のみ」・「給与と年金のみ」の方が対象
(他の所得がある方は、還付申告会場では対応していません。)

開設期間	会場	開設時間
2月13日(火)～ 15日(木)	水口社会福祉センター 福祉ホール	9時30分～12時 13時～16時

※お越しの際には、必要書類(源泉徴収票等)、本人確認書類、筆記用具、電卓、印鑑等(昨年確定申告された方は申告書の控え)をご持参ください。

●問合せ

〈住民税(市県民税)について〉 税務課 市民税係 TEL 69-2128 FAX 63-4574
〈所得税について〉 水口税務署 TEL 62-0314 (自動音声により案内)